

自転車安全月間

実施期間令和6年5月1日から31日までの間

- 自転車は車両です
 自転車安全利用五則の遵守をお願いします
 - ☆ 車道が原則、左側を通行
 歩道は例外、歩行者を優先
 - ☆ 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
 - ☆ 夜間はライトを点灯
 - ☆ 飲酒運転は禁止
 - ☆ ヘルメットを着用
- 自転車乗車時はヘルメットを着用しましょう
 自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりましたが、新潟県はヘルメット着用率が2.4%と**全国最下位**となっています
 自転車乗車中の死亡事故のうち、約5割が頭部に致命傷を負っています
 ヘルメットは自らの命を守る大切な道具です積極的に着用しましょう。
- 損害賠償保険に加入しましょう
 自転車も交通事故の加害者になってしまうと多額の損害賠償が発生します。
 万が一に備えて自転車保険に加入しましょう

広報

加茂湖

発行
 佐渡警察署
 0259-55-0110
 両津交番
 0259-27-7374



山岳遭難に注意しましょう

行楽のシーズンとなり山に登る機会も増えると思います
 入山する際の心得として

- 体調や天候を考慮
 - 登山計画書の提出
 - 各種装備品の携行 など
- 入念な準備を怠らないようにしましょう

